

処 分 基 準

令和7年6月28日作成

法 令 名：インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律
根 拠 条 項：第13条
処 分 の 概 要：インターネット異性紹介事業者に対する指示
原権者（委任先）：京都府公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準：別紙1「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づく指示の基準」のとおり
問 合 せ 先：生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室風俗営業係 (電話 075-451-9111 内線3035)
備 考：